

## 西原村議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第4条～第8条）

第3章 村民と議会の関係（第9条）

第4章 村長等と議会の関係（第10条～第13条）

第5章 会議の運営（第14条～第17条）

第6章 適正な議会機能（第18条～第20条）

第7章 議会機能の強化と体制整備（第21条～第24条）

第8章 継続的な検討と見直し手続（第25条・第26条）

#### 附則

地方自治体は、自らの判断と責任の下に自主性・自立性を保持し、地域住民の実情に合った行政運営を行う必要があり、地方議会の果たすべき役割は、今まで以上に重要性を増してきている。

議会は、西原村民（以下「村民」という。）が直接選挙する西原村議会議員（以下「議員」という。）で構成され、西原村長（以下「村長」という。）とともに対等な関係に立つ二元代表制の一翼を担っており、合議制・独任制という、それぞれの特性を活かし、相互に緊張関係を保ちながら、立法機能及び監視機能を発揮するとともに、その役割と責任を十分に果たしていかなければならない。

そのため、普段の議会活動において、村民に開かれ多様に交流・参加を深めることと、議員同士が活発に議論することを基本に据えて、村政及び政策をめぐる論点・争点を明確にし、さらには議会の政策形成能力を高めていく必要がある。

西原村議会は、議会に与えられた大きな権限と役割を最大限に発揮するため、ここに西原村議会の運営に関する最高規範として、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、議会及び議員活動の充実と活性化のために必要な議会運営の基本事項を定めることによって、地方自治体の本旨に基づく村民の負託に的確に応え、村民の福祉向上と公正で民主的な村政の発展に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

第2条 議会は、村政における唯一の議決機関としての責任を自覚し、村民の意思を村政に反映させるため、公平かつ公正に議論を尽くし、地方分権の原理に従い地方自治の実現に向けて努力する。

(最高規範性)

第3条 この条例は、議会の運営における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則、規程等（以下「議会の条例等」という。）を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合性を図る。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律、他の法令等の条項を遵守し、解釈・運用する場合においても、この条例に定める理念・原則に照らして判断する。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行う。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

(議会及び議員の責務)

第4条 議会及び議員は、この条例に定める理念・原則、この条例に基づいて制定される議会の条例等を遵守して議会を適正に運営し、村民の代表機関として村民に対する責任を果たすこととする。

(議会の活動原則)

第5条 議会は、公開性、公正性、透明性及び信頼性を重んじて、村民に信頼される開かれた議会及び村民参加を推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、村長その他の執行機関（以下「村長等」という。）の村政運営に対する評価を通して、監視機関としての役割を果たすとともに、政策立案及び政策提言機能の充実強化を図る。

3 議会は、村民に対し積極的に情報の発信をするとともに、村民の多様な意見を的確に把握しそれらの意見を村政に反映させるための議会運営に努める。

4 議会は、傍聴者に議案の審議に用いる資料を提供するなど、村民の理解及び参加の意欲を高める議会運営に努める。

5 議会は、地方分権の進展に的確に対応するため、他の自治体議会との交流及び連携を行う。

6 議会は、議員、村長等、村民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立ち、前各項の規定を実現するため、この条例に定めるもののほか、議会の条例等及び議会内での申合せ事項等を継続的に見直す。

(議長及び議員の活動原則)

第6条 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場で職務を行い、効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

3 議員は、村政全般についての課題及び村民の意見、要望等を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんに努め、村民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

4 議員は、個別事案の解決だけでなく、村民全体の福祉の向上を目指し、村政の総合的な見地から、村の発展を見据えた活動をしなければならない。

(議決の責任)

第 7 条 議会は、村の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について村民に説明する責任を有する。

(議員の政治倫理)

第 8 条 議員は村民の代表としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使して村民の疑惑を招いてはならない。

2 議員は、西原村議会ハラスメント防止条例（令和 7 年西原村条例第 23 号）及び西原村特別職職員の倫理に関する条例（平成 8 年西原村条例第 13 号）の規定を遵守しなければならない。

### 第 3 章 村民と議会の関係

(村民参加及び村民との連携)

第 9 条 議会は、会議に関する情報の公開を徹底して村民と共有するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たすよう努める。

2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開するとともに、村民が議会の活動に関心を持ち、いつでも参加できるよう運営する。

3 議会は、請願・陳情を村民による政策提案と位置付け、その審議において必要があると認める場合は、提案者の説明・意見を聴く機会を設ける。

4 議会は、村民に対し、議案等に対する採決における各議員の賛否状況を議会広報で公表する等、議員の活動を的確に評価ができる情報を提供する。

5 議会は、多数の村民が傍聴参加できるよう、土曜日、日曜日、夜間などに会議を開催するよう努力する。

6 議会は、全議員の出席の下、村民に対して議会報告を兼ねた意見交換を必要に応じて開催するものとする。

### 第 4 章 村長等と議会の関係

(村長等と議会及び議員の関係)

第 10 条 議会と村長は、それぞれの特性を活かし、相互の緊張関係を保ちながら、政策をめぐる論点・争点を明確にする議論を深め、よりよい意思決定を導くように努める。

2 議会及び議員は、一般質問において、一問一答方式を実施することにより、論点・争点を明確にし、村民に分かりやすい質問となるよう努める。

3 本会議又は全員協議会及び委員会等に出席を要請された村長その他の執行機関の長、副村長及び教育長は、議員から質問を受けたときは、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、その論点の整理又は質問の趣旨を明確にするため当該議員に聞き返すことができる。

(村長による政策等の形成過程の説明)

第11条 村長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努める。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 西原村総合計画との整合性
- (5) 政策等の実施に関わる財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用
- (7) その他議会が必要と認める事項

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、政策の施行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第12条 村長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努める。

(議決事件の追加)

第13条 村民の直接選挙で選ばれる村長と議会議員によって構成される議会が、共に村政における重要な計画等の決定に公平に参画する観点から、議会の議決すべき事件については、地方自治法（昭和22年法律第67号以下「法」という）第96条の規定によるものとする。

## 第5章 会議の運営

(自由討議による合意形成と説明責任)

第14条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心に運営する。

2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会において議員提出議案、村長提出議案及び村民提案等に関して審議し結論を出す場合は、全員協議会等において、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努め、その経過及び結果について村民への説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前項の規定による議員相互間の自由討論を拡大し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努める。

(委員会の適切な運営と活動)

第15条 議会は、委員会の運営に当たって、議案等の審査及びその所管に属する事務調査の充実を図り、それぞれの設置目的に応じた役割を果たすよう活

動を行う。

- 2 委員会は、請願及び陳情を審議する場合は、提案者が発言することができるよう必要な配慮を行わなければならない。
- 3 委員会は、その所属する委員が視察を行ったときは、その内容を本会議で報告し、関係部署との意見交換の場を設けるものとする。

(開かれた活動的な議会の推進)

第 16 条 議会は、村政の諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適正な運営と全ての議会の会議等の連携により機動力を高め、開かれた活動的な議会の推進を図る。

(議会モニター制度の設置)

第 17 条 議会は、村民参加と村民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置する。

- 2 前項の議会モニター制度に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 6 章 適正な議会機能

(適正な議会費の確立)

第 18 条 議会は、適正な議会活動を確立するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、村長に提出することができる。

(議員定数)

第 19 条 議員定数は、西原村議会議員の定数条例（平成 14 年西原村条例第 30 号）の定めるところによる。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、議会の役割の増大、民主主義の確立、村政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員・議会活動の評価等に関して村民の意見等を聴取し、適正な議員定数の確立を期す。

- 3 議員定数の条例改正案は、法第 74 条第 1 項の規定による村民の直接請求があつた場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案する。

(議員の報酬)

第 20 条 議員報酬は、西原村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年西原村条例第 11 号）の定めるところによる。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、村民の意見等を十分考慮するものとする。

- 3 議員報酬の条例改正案は、法第 74 条第 1 項の規定による村民の直接請求があつた場合を除き、西原村特別職報酬等審議会の意見を尊重するほか、議員が提案する場合は、改正理由の説明を付して提案する。

#### 第 7 章 議会機能の強化と体制整備

(議員研修の充実強化)

第 21 条 議会は、議員の政策形成、立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努める。

2 議会は、議員の資質や政策立案能力の向上、議会活動の活性化、そして地域社会の発展に寄与するため、研修を通じて、地方議会や自治体の制度、財政、さらには地域課題に関する知識や理解を深め、より質の高い議会運営に努める。

(議会広報の充実)

第 22 条 議会は、村政に係る重要な情報を議会の視点から、常に村民に対して周知するよう努める。

2 議会は、議会広報紙を通じて、議会の審議内容、決定事項、活動状況等を村民に分かりやすく伝え、議会活動への理解を深められるよう情報発信する。

(議会事務局の体制整備)

第 23 条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、執行機関の担当部局と連携を図りながら、議会事務局の調査及び法務に関わる機能を強化するよう努める。

(災害時の対応)

第 24 条 議会は、村民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、村民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応は、別に定める。

## 第 8 章 継続的な検討と見直し手続

(継続的な検討)

第 25 条 議会は、法律等の改正等も踏まえながら、村民の意見等や社会情勢の変化等を勘案し、議会の活性化について継続的に議会運営委員会において検討する。

(見直し手続)

第 26 条 議会は、常にこの条例の目的が達成されているかどうかの検証を議会運営委員会において行う。

2 議会は、前項の検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の参加と討論による合意形成に努め、この条例の改正を含む適切な措置を講ずる。

3 議会は、この条例を改正するに当たっては、その改正理由及び背景について、本議会において詳しく説明しなければならない。

## 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。